

公布された規則のあらまし

佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例施行規則（規則第 39 号）

- 1 この規則は、佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例の施行の日から施行することとした。ただし、3 については、公布の日から施行することとした。
- 3 指定管理者指定申請書及び書類の提出並びに指定管理者の指定は、この規則の施行前においても行うことができることとした。

佐賀県電子メールに関する規則（規則第 40 号）

- 1 佐賀県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書である電子メールは、所属アドレス（所属又は職に付与されたメールアドレスをいう。）を利用して送受信したものであることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行することとした。